

---

令和4年 6 月 宇美町議会定例会会議録（第3日）

令和4年6月9日（木曜日）

---

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（12名）

1 番 小林 孝昭	2 番 安川 禎幸
3 番 高橋 紳章	4 番 丸山 康夫
5 番 平野 龍彦	6 番 安川 繁典
7 番 入江 政行	8 番 黒川 悟
9 番 鳴海 圭矢	10 番 白水 英至
11 番 藤木 泰	12 番 古賀ひろ子

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和	
書記 中山 直子	書記 五所 万典

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 安川 茂伸	副町長 …………… 原田 和幸
副町長 …………… 一木 孝敏	教育長 …………… 佐々木壮一朗
総務課長 …………… 工藤 正人	危機管理課長 …………… 安川 忠行
財政課長 …………… 中西 敏光	まちづくり課長 …………… 太田 一男
税務課長 …………… 松田 博幸	会計課長 …………… 瓦田 浩一
住民課長 …………… 八島 勝行	健康福祉課長 …………… 尾上 靖子
環境農林課長 …………… 久我 政克	管財課長 …………… 矢野 量久

都市整備課長 …………… 藤木 義和                      上下水道課長 …………… 前田 友博  
学校教育課長 …………… 川畑 廣典                      社会教育課長 …………… 佐伯 剛美  
こどもみらい課長 …… 飯西 美咲

---

10時00分開議

○**議会事務局長（太田美和）** 起立願います。礼。おはようございます。

着席願います。お手元に本日の議事日程第3号をお配りしておりますので、御確認をお願いします。

○**議長（古賀ひろ子）** 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 一般質問

○**議長（古賀ひろ子）** 日程第1、一般質問に入ります。

通告順に従って質問をお願いします。

通告番号1番、10番、白水議員。

○**議員（10番 白水英至）** 10番白水です。一般質問をさせていただきます。

町のスポーツ球技大会及び子ども会育成会行事の現状はということで質問します。

町の活性化や元気なまちづくりを推進していくにはスポーツは欠かせないと思います。競技をされる町民にとっては祭りのように楽しみにされている方もいます。スポーツは心身の健全な発達、健康及び体力の向上、ストレスの発散、生活習慣病の予防など心身両面にわたる健康の保持増進に大きな効果を得ています。

そこで、町の三大行事でもある球技大会と育成会行事などのどのように見解を持ってあるのか、お尋ねしたいと思います。

まず初めに、歴史ある三大行事でもある町の球技大会について経緯をお尋ねしたいと思います。競技の本質は変わっていないと思いますが、ルールとか内容が少しずつ変わってきたと思います。球技大会の経緯と参加自治会及びチーム数と参加人数を過去3回大会くらいまで担当課にお尋ねします。

○**議長（古賀ひろ子）** 佐伯社会教育課長。

○**社会教育課長（佐伯剛美）** 失礼いたします。これまでの球技大会の参加者についてでございますが、令和2年度、令和3年度に関しましては、議員も御存じのとおり新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっております。それ以前の数値をまず最初に回答させていただきます。三大行事ということで、宇美町のスポーツ協会が主催で行われている大会でございますが、町民

球技大会、それとグランドゴルフ大会、あと卓球大会というものが行われておりました。

平成30年度と平成31年度に関しまして、まず町民球技大会でございますが、参加自治会は30年度が33自治会、31年度は34自治会、それぞれ参加者は859人が30年度、31年度に関しましては868人という形でございます。この球技大会に関しましては、スローピッチソフトボールとそれとソフトバレーボールという形で屋内スポーツと屋外スポーツを同じ日にそれぞれの会場で行っていたということで、自治会数に関しましてはどちらか片方しか出ていない自治会もたくさんございましたが、今は合算の実数でお答えさせていただいております。

グランドゴルフ大会に関しましては、実は平成30年度は雨天で中止になっております。また、31年度からはコミュニティのほうでそれぞれ開催するというので、スポーツ協会がこの事業に関しては撤退したということで実施がされておられません。それ以後に関しましては、今現状のとおりでございます。

次に、卓球大会でございます。平成30年度は参加自治会が26自治会、参加者数は296人ございました。平成31年度に関しましては、参加自治会が25、参加者数は293人ございます。

次に、自治会対抗スポーツ大会の経緯と現状については、各自治会、自治会長とそれと体育部長さんというのがそれぞれの自治会におられる状況でございますが、コロナ禍前から世帯数の減少や高齢化により参加が困難であること、また人集めが大変であること、行事が多すぎるというような御意見をいただいております。

これにより、教育委員会では令和2年度にこれまでの自治会対抗スポーツ大会を見直し、小学校区コミュニティ単位などでの大会運営の推進に向け、一旦立ち止まって検討するというので、校区コミュニティ及び自治会の代表者、またスポーツ協会との協議により合意をしていたところでございます。

しかし、御存じのとおりコロナウイルスの感染症が拡大し、令和2年・3年度には自治会対抗スポーツ大会が中止となり、これにかかる継続協議ができない状況が今なお続いております。本年度、令和4年度につきましても、スポーツ協会のほうからは現状のコロナ禍を鑑み、自治会対抗のスポーツ大会は中止をするという判断に至っている状況でございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 白水議員。

○議員（10番 白水英至） 三大大会にグランドゴルフは入っていなかったと思うんですけど。

この大会は半世紀も続いている競技もあります。この三大大会を楽しみにしている方がたくさんおられると思っています。若いとき競技を経験した人、レクリエーションなどで体験された方、いろんな方がいろんな思いで楽しく参加されていると思っています。年齢制限もなく、誰もが参

加できるルールとなっております。親子ほど年が離れた方たちが同じスポーツをするのは町の球技大会のいいところではないかなと思っております。ある自治会では親子三代、おじいちゃん、お父さん、お孫さんで一緒に競技に参加されていたのを見てほほ笑ましさを覚えたことを覚えています。

住民の中には、この球技大会がなくなるのではないかと不安な声もあります。議会には何も報告がないので、私はコロナの影響で今は休止になっているだけと伝えていきます。

担当課にお尋ねしますが、いろんな噂が飛び交っています。町の球技大会は今後どうしていくのか、お願いします。また、この球技大会に匹敵するような代替の競技があればお伝えください。これだけの自治会と競技者が参加する大会は廃止にしたらもう二度と再開はできないと思います。何か思い浮かぶ代替があったらお願いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯課長。

○社会教育課長（佐伯剛美） 失礼いたします。町といたしましては、自治会の皆様が参加者を確保することが大変であるという点から参加される方の負担にならないようにする一方で、主催者であるスポーツ協会の負担軽減などもこれらも含めて双方のバランスを考慮しなければならないと思っております。

また、町民の誰もがそれぞれの年齢や体力等に応じてスポーツを楽しむことができる環境を考慮し、ライフステージに応じた運動スポーツの推進を図る必要があるとも考えておるところでございます。

例えば、自治会の枠にとられないチーム構成や競技スポーツの内容等についても今後議論が必要であると存じております。

また、昨年度になりますが、令和3年に町の今後のスポーツ施策の指針となる宇美町スポーツ推進計画を策定いたしております。これには今後の宇美町のスポーツ推進に向け、当該審議会の御意見もいただくこととなっておりますので、関係団体等と慎重な審議、協議を行いながら検討を深めてまいりたいというところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 白水議員。

○議員（10番 白水英至） 初めに言いましたが、町の活性化や元気なまちづくりにはスポーツ大会は欠かせないと思っております。これだけの参加者を呼べる球技大会、このすばらしさや魅力があるからだと思っております。参加者が少ない地域でも競技に参加したい方はおられると思います。校区コミュニティにも協力をお願いして、合同でチームを作ることもできると思います。スポーツ大会は祭りと同じように地域にとっては大事なことであります。自治会のコミュニケーションも必要です。地域のつながりを作っておかないと万が一災害や予測もしない事態が起きたとき、日ごろの人と人とのつながりが大事になってくるわけでありまして。地域の皆さんの協力にも

つながります。都会では、隣近所の付き合いがないと言われていました。それだけは避けたいものであります。田舎には都会にはないいいものがたくさんあります。この球技大会もその1つであります。

町長にお尋ねします。前回ありました壮年ソフトボール大会に安川町長も参加されておりました。家族の方も応援に来られて楽しそうにされていたのを覚えています。この大会のよさは町長が一番よく分かっておられると思いますが、見解と今後の方針をお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） 御紹介がありましたように、これまで私自身も町民球技大会、ソフトボールには私の自治会、原田上4番サードとして欠かさず参加してきたところでございます。

また、直近の大会では白水議員の明治町自治会と対戦したのではないかなというふうに思っております。結果は覚えておりませんが。

スポーツはやはりプレーすると英語でもいいます。遊びの要素、楽しくないとやっぱりいけないというふうに思っております。また、スポーツの持つ意義や効果につきましては、スポーツに親しむことによって体を動かすというそういう欲求に応えるとともに、終わった後、やっている途中もそうなんですけど、爽快感であるとか達成感であるとか議員おっしゃっているように連帯感、そういったものの喜びが生まれるんじゃないかなというふうに思っております。

また、試合後の慰労会ですね。いわゆる打ち上げにつきましても、先ほど申しましたスポーツの効用と申しますか、効果に加えましてその日の試合の内容を肴に飲食をともにしてコミュニケーションを図るということで地域の絆を深めたという一面もあるのではないかなというふうに認識をしておるところでございます。

一方で、自治会対抗での参加が困難であるというふうな御意見も多数あると伺っておりますし、コロナ禍前の町民球技大会では3分の1の自治体が辞退をされているという状況であったようでございます。私自身、長年選手としても参加してきましたし、体育部長として選手集めに奔走した経験もあることからどちらの考えも理解ができるわけでありまして、先ほど担当課長も申しましたが、一旦立ち止まったスポーツ大会の在り方について、コロナ禍ということもありまして、結論が出されていないというふうに聞いておりますので、来年度の予算要求時期、予算編成時期ですね、年内までに結論を出すように指示したいというふうに思っております。

自治会、小学校区コミュニティの知恵を借りながら、主催者であるスポーツ協会、また教育委員会の4者で意見交換をして結論を出していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 白水議員。

○議員（10番 白水英至） 次に、子ども会育成会の三大行事、相撲、ソフトバレー、かるた、

この3つの大会は育成会の恒例行事となっていますが、中止になると聞きました。担当課にお尋ねします。中止で間違いはないですか。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯社会教育課長。

○社会教育課長（佐伯剛美） 失礼いたします。子ども育成会連絡協議会が主催される三大大行事に関しては、令和4年度は中止をするという形で総会でもその旨で報告がされております。

○議長（古賀ひろ子） 白水議員。

○議員（10番 白水英至） 私の住む自治会では育成会長は今後の行事をどうしたらいいか、子育連からアンケートを取っているとって、我々役員に報告してきました。私どもの自治会役員の総意としては、子どもたちのために続けてほしいと意見を言いましたが、後日中止になったと聞いています。どのような経緯で中止になったのか、お尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯課長。

○社会教育課長（佐伯剛美） 失礼します。中止になった経緯につきましては、数年前から当該子育連協議会の執行部の中で役員の担い手不足による協議会の存続や事業開催に向けた役員の負担増、また、48自治会中24の自治会しか加盟していない現状の中で、子育連離れが顕著であることが大きな理由であると聞き及んでおります。

また、この2年間のコロナ禍の影響により、事業自体も長期間の中止となっていたため、役員の方々も経験をされた方がほとんどいっしょにいない状況になっており、活動を継続していくこと自体が困難になっているとのことでございました。

令和3年度中に教育委員会と協議を行う中では、子育連協議会の執行部で検討された結果としては、本年度令和4年度に関しましては、活動を中止するわけではないが、一旦立ち止まってから三大大行事等について今後の存続を検討すると聞いております。

なお、この件は先ほども申し上げましたが、本年の子育連協議会の総会においても報告がされ、了承がされているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 白水議員。

○議員（10番 白水英至） 私も長年応援とかに行ってきたんですけど、かなりの人数でにぎわっていたことを覚えています。担当課の話では少ない、少ないと言われるけど、これだけの人が参加するというのはほかにないんじゃないかなと思います。地元の自治会の育成会長が言うには、町の育成会役員会で賛否を問うたら中止の声が多かったと聞きます。これは当たり前のことです。役員会に賛否をとったら、誰もが同じことを言いますよ。これはもう昔から一緒であります。参加者が少ない、指導者がいないといえます。これこそ校区コミュニティに協力をお願いすべきだと私は思っています。私個人の意見とすれば、町の球技大会も同じです。まずはできる地域だけでも参加をする。参加人数が足りない、または指導者がいないところは校区コミュニテ

ィに協力をいただく、子どもの成長期にスポーツは大事な役目をします。心身ともに鍛え、育てていくためには育成会行事は欠かせないと思っています。

この大会がきっかけに中学生になった子どもがいろんな部活に入り、スポーツを続けている子どもを私はたくさん見てきました。昔の話ですが、町の子育連育成会行事で少年ソフトボール大会が長く続いていました。あるとき、地域によっては参加者が少ない、指導者がいないとのことで中止になりました。私は町の育成会の会議があると情報を聞いて、子育連の役員の方に10分でいいから話をさせてくださいとお願いして会議に参加させていただきました。私としては続けないとだめですよ。今、休止とか中止したらこの大会はもうなくなりますと熱弁を振ったつもりでしたが、残念ながら私の思いは伝わらず中止になりました。

この中止になった結果が、その約5年後ぐらいから徐々に出始めます。ある中学校の野球部は少子化も重なり部員が足りなくなり、町外の学校と合同チームを作り、試合に参加するようになりましたが、練習は一緒にはできません。今年は分かりませんが、去年は南中と東中で合同チームになっていたようであります。宇美中学校は何かやっていると耳にしています。ちなみに、隣の町では、地域の小学生を対象にした少年ソフトボール大会が今も続いているようです。ですから、野球少年はたくさんいます。コロナの期間中は分かりませんが。

教育長にお尋ねします。このまま子育連育成会にまかせっきりでいいと思っておられるのか。子どもが参加する行事がなくなるわけであります。そんなに好きならクラブチームでやればいいじゃないかと思う人もいるかもしれませんが、クラブチームに入って競技をするのはまず親が反対します。育成会行事だけは参加したい子ども、参加させたい親がたくさんいると思います。こんなときこそ校区コミュニティに相談すべきと思いますが、どうでしょうか。また、それに対し、ほかにいいアイデアがあったら教えてください。

○議長（古賀ひろ子） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎） 非常にありがたい御意見ありがとうございます。御質問ありがとうございます。

私ごとで大変恐縮ですけれども、私の子どもも丸山議員に相撲をしっかり指導を受けまして、本当成長したなど。相撲大会があったり相撲の練習を通して、非常に健全に成長することができたというふうに、今でも僕は丸山さんには感謝申し上げているところでございます。

それと、私も校長時代にこの相撲大会、かるた大会、バレーボール大会行かまして、子どもの様子を見ると、非常に生き生きとした姿を見ることができたし、これも町の特徴かなという感覚でございました。だから、まず子ども会育成会の事業に関しましては、私ども子ども会育成会にまかせっきりではないということをお伝えさせていただきたいと思っております。子ども会事業に関しまして、異学年の交流や地域の方々との交流を持てることは、本当に先ほども私の子ども

もで申しましたように、子どもたちの健全育成に非常に大切なことということは私自身も認識しております。

ただ、これまで子育て連の今後の運営につきまして、この考えをもとに今申し上げた考えをもとに、これまで子育て連との協議を重ねているところがございますけれども、協議の中で出されているのがやはり事業実施に向け、子育て連参加の自治会が全体の半分であることや子育て連の役員選出が難しくなっていること、また、子どもの参加が著しく減っていることなどの課題があげられております。

さらには、これこどもみらい課のほうでアンケートをとった、子育てに関するアンケート調査の結果によると、この地域活動に今後参加できない理由という中に、まず子ども本人が参加したくないというのはあるんです。それと、保護者の時間が取れないと。3つ目が世話役などを引き受ける側も負担になるというようなそういう意見も出ていますので、今、子育て連の中で協議した課題とか今こういう住民のアンケートの意識調査等をしっかりと払拭して今後取り組んでいく必要があるかなと私自身は思っております。

今後も教育委員会としましても、このような子育て連の現状を踏まえて、会の活性化につながっていくように継続して指導助言を行いながら一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

また、このような課題を解決するために地域ぐるみで子ども会育成会活動を支援するとともに、地域の子どもの健全育成に関する活動をしている、先ほどコミュニティの話されましたけど、そういう関係団体とも連携協力していく必要があるものと考えております。そういう観点から教育委員会、今後もしっかり協議してまいりたいと思いますので、今後ともどうぞ御指導お願いしたいなと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 白水議員。

○議員（10番 白水英至） 執行部側と私の考え方はもうかなりずれがあります。宇美町の子どもたち半分以上が参加しているんですよ。こんな競技ほかにありますか、代替なんかありますか。さっきの球技大会も一緒です。これだけの方が参加しているのに参加者が少ないとか。よくそんなことが言えるなと思って。本当聞きたいですよ、代替があったら。何か示してください。

最後に町長にお尋ねします。町長の公約にもまちづくりに力を入れてあると私は感じております。今回町の球技大会、育成会の三大大会を質問させていただきました。昔、町民グランドゴルフ大会があっていました。参加者が多く、地域の代表ということで高齢者の愛好者にとっては最高のパフォーマンスを見せる大会でもあったわけでありまして。残念ながら中止となりました。グランドゴルフ愛好会の方々のショックは大きかったと思います。何で中止になったか。いろいろと噂が飛び交いました。1つは校区コミュニティに後は任せてあるからいいと。それとか、日曜日に開催されるので、職員が休めないからといろいろと言われていました。今回質問した大会も

日曜日に開催されますが、町民のためには休日の開催は仕方ないと思います。私ども議員も公務員も住民の奉仕者ですから、職員の方々も公務員になったときからその自覚はできていたと思います。これはあくまでも噂ですから事実ではないと私は信じております。

私の心配は何でもかんでも校区コミュニティやその他の団体に任せないで、行政がリーダーシップをとっていただきたいと思っております。例えば、5年ぐらい前に原田校区コミュニティ主催の屋内スポーツがありました。シャッフルボードといいます。これが人気がなく、参加する自治会が少なく、自治会から1チームだけでも出してくださいということがあったんですけど、あまりにも少ないので私の自治会から4チームぐらい出しました。それでも参加チームが少なく、盛り上がりも欠けました。

また、今年の校区コミュニティの計画は5校区対抗のグランドゴルフ大会があると聞いております。内容は1校区20人4組だそうです。これでは、自治会から3、4人しか出られないということで不満も出ています。今のところ競技を提案されたんですけど、内容は決定ではないとは聞いております。

私が言いたいのは、先ほども言いましたけど、町のためにいいと思えば、やっぱり自治体が主導権を持って、主催者になってやっていかないと、各団体ばかりに任せておくと本当のまちづくりにはつながらないと思います。もちろん予算も伴います。本気で考えないと町が都会化していき、田舎のよさが消えていくのではないかと心配しています。町が衰退していくのではないかと心配しています。何度も言いますが、明るく元気で災害にも強いまちづくりのためにもう一度スポーツ大会を検討していただきたいと思います。町長の見解をお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） 先ほどのスポーツ行事のときにもお話をさせていただきました内容と重なることがあるかと思いますが、地域における助け合いの精神は最も大切であるというふうに思っております。私が小学校のときですけど、子どもの数が少なくて私の自治会は明治町と仲山と3区で当時の育成会のソフトボール大会に参加したことを覚えております。子ども会育成会事業は子どもたちにとっても異学年のつながりであったり、教えたり教えてもらったりと私にとっても楽しい思い出となっております。

また、保護者や地域の方々も交流を深めるきっかけとなったのであろうと容易に推察がされるところであります。それがつながりとなりまして、地域のコミュニティが形成されていくということにつきましては、どなたも異論がないものではないかと思っております。

子ども会育成会連絡協議会、先ほどのスポーツ協会は、文化協会、スポーツ少年団と同じように社会教育関係団体として位置づけられております。社会教育法の第10条では、社会教育関係団体とは公の支配に属さない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするご

ざいます。また、第12条では国及び地方公共団体は社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても不当に統制的支配を及ぼし、またその事業に干渉を与えてはならないという条項もございいます。町や教育委員会が社会教育関係団体が行う事業に対して、支配、干渉をしてならないということが明記されております。

しかしながら、社会教育法の中には社会教育関係団体に専門的技術指導、また助言をすることが認められておりますので、先ほど来御指摘もあっておりましたが、教育委員会としても参加をし、それぞれの団体、子育連であったり、地域コミュニティであったり、そこら辺のコーディネートをするのが私は社会教育課の仕事であり、社会教育主事という専門職もございいます、の仕事であろうというふうに思っております。このことにつきましては、子育連のほうも今年1年かけて結論を出したいというような話も伺っておりますので、コロナ禍で議論がされていないと、先ほどのスポーツ協会の件でもそうですが、子育連にしてもですね、というふうなことだろうというふうに思います。今後も子育連と協議を重ねながら、子どもたちが参加できて地域のつながりがつなげていけるような事業がどうやったら行えるのか。自治会、地域コミュニティとの御意見も賜りながら教育委員会にコーディネートさせていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 白水議員。

○議員（10番 白水英至） また協議してからいつか報告があるでしょうけど、そのときには先ほど言いましたように、代替、そういうのを出していただきたい。すぐには出ないかもしれませんが、思いだけでもいいです。思いだけでも伝わるようお願いしたいと思います。何度も言いますが、町民の方の半分からの参加がある、子どもたちの半分以上の参加があるということは、これはなかなか代替は難しいと思いますよ。そこのところよく検討していただきたいなと思います。これで一般質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 10番、白水議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子） 通告番号2番。7番、入江議員。

○議員（7番 入江政行） 日本共産党の入江政行です。

本日は加齢性難聴者への補聴器購入費助成等を課題として質問させていただきます。

高齢化に伴い、耳が聞こえにくくなって仕事や社会生活に困る高齢者の難聴者が増えていると。70歳では男性の23.7%、女性の10.6%、80歳では男性36.5%、女性の28.8%が難聴者といわれております。また、私の知人も突発性難聴と診断され、これまた原因がはっきりしないと、加齢性のものだといわれています。日本での発症率は年間1万人に1人か3人の割合だったんですけど、近年は増加傾向にあるといわれております。聴力低下へ早期に対応し、認知

症やフレイルの進行を緩やかにすることと生活の質の維持、社会交流を図りながら住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、難聴により生活に支障が生じている高齢者に補聴器購入にかかる費用の一部を助成する制度創設を強く要望いたしたいと思います。

初めの質問に移ります。加齢性難聴といわれる方が宇美町に今何人ぐらいいらっしゃるのか、把握をしているのかと。それともう1つは、聴覚障がいといわれる方、分かる範囲でいいんですけど、どのくらいいらっしゃるか、答えていただければと思います。

○議長（古賀ひろ子） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 健康福祉課より回答いたします。

加齢性難聴の方、町内に何人おられるのかというのは、ちょっと医療データの検索のシステムがございまして調べてみましたが、加齢性難聴というところでの検索ができず、町で把握することはできませんでした。町で把握している情報といたしましては、聴覚障がいの身体障害者手帳を取得している方115名いらっしゃいますが、そのうち65歳以上で取得された方が115名中58名おられます。この方たちはいわゆる身体障害者手帳をお持ちの方ですので、重度の難聴の方ということになりますが、高齢者になって手帳を取得されておりますので、加齢に伴う難聴である可能性が大きいというふうに思われます。

また、介護保険の要支援1、また要支援2をお持ちの方で町の地域包括支援センターがケアプランを作成しております336人の高齢者の状況を調べますと、介護保険の認定調査のときに聴力に支障があるというふうにお答えになった方は、約4割いらっしゃいました。ただ、この難聴の原因が加齢性であるかどうかというのは不明であるということでございます。

○議長（古賀ひろ子） 入江議員。

○議員（7番 入江政行） 分かりました。加齢性難聴の原因としては動脈硬化による血流障がい指摘され、さらにストレス、睡眠不足、騒音、運動不足などがあげられています。難聴になると家族や友人との会話が少なくなり、会合出席や外出の機会が減り、家族の中でも社会的に孤立しやすくなり引きこもりがちになりがちです。最近では、鬱や認知症の危険因子となることも指摘されています。

次の質問として、加齢性難聴と認知症はどのような相関関係であるのか、答えられる範囲でよろしいんですけど、お願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 国の認知症施策の推進総合戦略におきまして、難聴は認知症の危険因子の1つとされておりますし、国立の長寿医療研究センターというところがございますが、そのセンターを中心としたグループの研究によりますと、難聴がある高齢者は難聴がない高齢者に比べて認知機能の低下を合併していることが1.6倍多いということが明らかになったというふ

うに発表しております。

また、難聴は先ほど議員もおっしゃいましたように、生活の質の低下や社会的な交流の減少に影響を与えるということは分かっておりますが、認知症との具体的な関連性につきましては明確なメカニズムとしては解明されていないというところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 入江議員。

○議員（7番 入江政行） 若干の相関関係はあると認識してよろしいんですね。

補聴器の使用率も国際比較について、どの国も難聴者数は人口比で同じくらいではあります。補聴器を使っている割合はイギリスは48%、フランスが41%、ドイツが37%、アメリカが30%であるのに対し、日本は14%しかありません。2倍、3倍の差があると。これは公的な補助がないためであると言われております。全国では加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求め、取組が広がり、国に対し意見書を送付する議会や独自補助を実施する自治体も生まれてきております。

これ1つの例なんですけど、65歳以上の方で一定の所得額以下で医師が補聴器の使用を認めた方が補聴器を購入した場合にその費用を助成と。たくさんの自治体によっては違ってくるんですけど、これは一例として聞いてください。

ただし、この聴覚障がいのある身体障害者手帳の所持者は除外するということが言われております。

そこで、この助成制度を創設する自治体が増えているけども、宇美町としては把握しているのか、認識があるのか。それをちょっとお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 現在、町が難聴者に対して助成制度を実施している対象者としては、国の制度の中で先ほど議員がおっしゃいました身体障害者手帳1から6級を所持している方、取得している方。それと、県の補助事業を活用しまして18歳以下の方で身体障害者手帳の対象とならない軽度から中等度の難聴のある方を対象に事業を行っております。議員がおっしゃっております軽度、または中等度の難聴のある高齢者を対象とした補聴器購入の助成制度を行っている自治体について調べてみましたが、正確に全国でどのくらいの自治体が行っているかという正確な数字は分かりませんが、やはりいくつかの自治体が独自で実施しているということは把握できました。

九州、沖縄では、那覇市と福岡県の田川市が独自で実施をされております。田川市は平成19年から実施されているようでございます。

このような自治体が増えているかということは推移が分かりませんでしたので把握できておりません。

○議長（古賀ひろ子） 入江議員。

○議員（7番 入江政行） 分かりました。今、自治体が増えていっているのは間違いございませんので。

補聴器の普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制につながると言われております。高齢者の加齢による難聴はほとんどの場合、規定聴力に該当せず、法による補助の対象外になると。WHO、世界保健機関は中等度の41デシベルから補聴器を着けることを推奨しています。41デシベルというのは基本的には聞こえるが、時々人の言うことが音域によって聞き取れないというレベルであるということなんです。ある自治体のアンケートにおいて、補聴器を購入しなかった理由は何かとの問いに断トツで価格が高いとの回答が多かったということです。絶対高すぎると思う、また、高額との意見が多くありました。購入金額に関する問いに対しては30万円台との回答が最も多く。次いで20万円台であると。また、60万円かかったという人や6回買い換えて300万円使った人もいたというアンケートの回答が出ております。

また、補聴器を使用すると思う動機になるものは何かとの問いに、価格が安くなったらとの回答が最も多かったです。補聴器の価格は高くして購入をためらっている人が多い中、経済的な負担を減らすための公的なサポートが必要不可欠だと私は考えております。

4問目の質問になりますけれども、補聴器が高くて購入できないという高齢者が多い。町独自で助成制度を創設する考えはないのか、答えていただければと思います。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 先ほど申し上げましたとおり、難聴は認知症の危険因子の1つではあるものの、補聴器を使用して聴力を補正することによって認知症の発症率が低下するかについては今のところ明確なエビデンスは示されておりません。

また、加齢現象によって起こってくる難聴ということでございますので、加齢に伴う身体機能の低下、聴覚のみならず視力や筋力等と様々な部位で起こってくるわけでございますが、それを補正するのが補聴器であり眼鏡でありコルセット等ということになると思いますけれど。近隣で過去に加齢性難聴の方への補聴器の助成を開始したものの、補聴器のみ対象とすることは不公平であるということで廃止した自治体もあるというふうにもちょっとお聞きしております。

こういう公平性という視点からも補聴器のみに公費を投入するというのはやはり科学的な根拠が必要であるというふうにも考えております。国においても、今認知症と難聴との関連、補聴器を使用することによって発症が抑えられるかどうかという効果につきましては、研究が進められているところであります。まだその結果が出ておりませんので、今後も国の動向を注視してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） 入江議員。

○議員（7番 入江政行） 分かりました。やはりこれは補聴器、助成によっていろいろ削減にもつながると私考えているんですよ。ぜひこれ前向きに助成制度を検討していただきたいと思っていますので、検討することもできないというのであれば、また別の問題なんですけど。今後検討していただいて、結果を報告していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 7番入江議員の一般質問を終結いたします。

.....

○議長（古賀ひろ子） ただいまより11時まで休憩に入ります。

10時51分休憩

.....

11時00分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

通告番号3番。6番、安川議員。

○議員（6番 安川繁典） お疲れさまです。6番安川繁典でございます。よろしくお願ひいたします。

安心で安全なまちづくりの観点から今回、生活道路や通学道路の交通安全対策について、質問させていただきます。

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域を定めて最高速度時速30キロメートルの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図るゾーン30があります。

また、道路は車と歩行者が分離して利用できるよう歩道が整備されていることが交通安全上望ましいと思いますが、歩道と車道が区分されていない道路では路側帯に緑色のカラー舗装を行い、ドライバーが車道と路側帯を視覚的により明瞭に区分できるようにして交通事故を防止することを目的として設置されているグリーンベルトがあると思います。

そこで、宇美町内でゾーン30、グリーンベルトが設置されている箇所数を御質問いたします。

○議長（古賀ひろ子） 藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） お答えをいたします。

まず、エリアを区切って最高速度を30キロに抑制するゾーン30でございますけれども、ゾーン30につきましては宇美町の中では設置されている箇所はございません。

続きまして、視認性をよくするグリーンベルトでございますけれども、グリーンベルトにつきましては、令和4年3月末現在で通学路に町道13路線に設置をされておりまして、総延長につ

きましては3, 2 3 3メートルというふうになっております。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（6番 安川繁典） 分かりました。ゾーン30はゼロということで理解いたしました。

そこで、設置するためには誰が申請するのか。また、警察の協議等も必要と思いますが、それぞれを設置するための手段、方法はどのようにすればよいのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和） お答えをさせていただきます。

まず、ゾーン30でございますけれども、現在国土交通省の指針ではゾーン30プラスということになっております。このプラスというのは、ゾーンでの30キロ抑制に加えまして物理的デバイス、例えばポールを設置をいたしまして道を狭くすると。道幅を狭くするというような物理的デバイスを組み合わせるといところが今推奨されているところでございます。

取組フローを見てもみますと、まず地域の課題の抑制——把握のために交通事故の発生状況、それから地域関係者からの要望を把握することから始まることから、基本的には地元自治会からの申請になろうかと思えます。手段、今後実施していくための方法でございますけれども、申請を基に、道路管理者と警察が連携をいたしまして、地域の課題や関係部局からの意見等を踏まえましてゾーン30プラスの候補地を選定をいたします。その後、道路管理者と警察が連携して、整備計画の案を立案をしていきます。その整備計画案をもとに基本的には対策を行う地元自治会等の合意形成。説明をしていただいて、地域自治会の御理解、同意を得て整備計画の策定を図って、策定後に計画に基づいて道路管理者と警察のほうに対策を実施するという流れになっております。

続きまして、グリーンベルトでございますけれども、グリーンベルトにつきましては、通学路が対象となっていることからPTAなどの学校関係者からの申請になります。

宇美町では毎年、宇美町通学路安全対策合同会議というものを開催をしております、その会議の中で各小中学校のPTAなどの学校関係者から出された通学路改善要望箇所がございますけれども、こちらにつきましては道路管理者であります福岡県土整備事務所——県道であれば福岡県土整備事務所、それから粕屋警察署——規制をかけます粕屋警察署、学校教育課、町道の道路管理者であります都市整備課が改善箇所について、実際に現場に行きまして協議検討を行っております。その中でもやはり重要性が高いところ、危険なところについて、その結果を基に対策を実施しているというような状況でございます。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（6番 安川繁典） グリーンベルトは学校通学路が対象ということで学校関係の申請になってくるということで認識いたしました。

そこで、現在それぞれ申請されている自治会、学校関係からの件数はありますでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和） 令和3年度の実績で御報告を申し上げます。自治会、もしくは学校関係者からの要望でございますけれども、交通安全関連の要望件数といたしましては宇美東小学校校区こちらが1件、宇美小校区が3件、原田小校区が9件、桜原小校区が8件、井野小校区で1件、合計の22件、昨年度要望が上がっております。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（6番 安川繁典） 今の22件の件数で今取組を進めているとかいうところはございますでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和） 昨年度要望が上がった中でどういった内容が多かったかというところを御紹介をさせていただきますと、カーブミラー、それから防護柵の修繕及び改善、それから区画線——道路に表示されております区画線の路面標示、これが5件程度上がっております。そういった内容につきましては、今年も交通安全の補助金を活用して段階的にできるところから補助金を活用しながら実施をしているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（6番 安川繁典） 分かりました。

それでは、今、ゾーン30、グリーンベルト以外で町内に設置されている交通安全対策はありますでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和） ゾーン30及びグリーンベルト以外の安全対策ということで物理的デバイスになりますけれども、こちらにつきましては狭窄、ポールを設置——道路上にポールを設置いたしまして、通行できる幅を狭める狭窄というのがございます。これはゆりが丘二丁目に設置をした実績がございます。視覚的に道路狭くすることで速度の抑制を促すものでございます。

それともう1つ、クランクというものが四王寺坂団地内にあります街路樹、これがその役目を果たしているのではないかと思います。近年は車庫の増設や枯れ木等でその機能が失われつつあるというのが、今現状としてはあるところでございます。

それからもう1つ、ハンプというのがあります。こちらにつきましては、地面を隆起させるという形なんですけど、この地面を隆起させることによって自転車、もしくは自動二輪車、こういったところは転倒を誘発する恐れが非常に高いということで当町では採用しておりません。ちなみに採用されている事例といいますと、大型商業施設等の駐車場内で速度抑制効果を狙った形でハンプ等の設置をされておりますけれども、宇美町としてはこのハンプについては町道では採用しておりません。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（6番 安川繁典） 了解いたしました。

それでは、最後に住みよいまちづくりを進めていくためにも道路の交通安全対策は必要だと思  
いますが、町長の見解をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） るる御質問いただきました。

歩行者の安全確保のために車と歩行者が分離して利用できるように歩道を整備することは理想  
であるというふうには考えております。しかしながら、現実的に非常に難しく、現況の道路幅員  
で歩行者の安全を確保していかなければなりません。特に通学路につきましては、毎日小中学生  
が利用しておりますことから安全確保の重要性は認識しております。

また、地域コミュニティの方々が横断歩道に立って誘導していただいております姿もよく見ますし、  
本当にありがたいことだというふうに思っております。

先ほど来課長が答弁しましたが、宇美町通学路安全対策合同会議、粕屋警察署や福岡県土整備  
事務所、また小中学校PTAの関係者の皆さん、役場からは道路の担当であります都市整備課、  
また学校教育課ですね。そういったものが参加しまして宇美町の通学路交通安全プログラム、い  
わゆる改善要望箇所に行きまして協議し、設置検討を行うと。PDCAサイクルに基づいて検討  
がなされてるところでございます。

国の道路交通安全施設等の事業費補助金を活用しながら、交通事故撲滅を目指して議員もおつ  
しゃっております安全安心なまちづくりを強く進めていきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（6番 安川繁典） ぜひ安全安心なまちづくりに向けて頑張っていただきたいと思います。

簡単ですけど、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子） 6番、安川議員の一般質問を終結いたします。

.....

○議長（古賀ひろ子） 通告番号4番。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 4番、丸山です。本日4番目の質問ということで皆さんお疲れとは思  
いますけれども、どうぞよろしくをお願いいたします。

最初の質問は宇美町の中学生に配膳式全員給食をと題しまして、学校給食検討会議の立ち上げ  
をというところに結び付けたいと思い、質問いたします。よろしく申し上げます。

なお、現在も学校給食に関する課題等を話し合う場も設置してあると思っておりますけれども、私が  
言います検討会議とは現在町内3つの中学校で実施されている選択制の弁当給食が適切なのかや、

生徒全員が食べることができる配膳式の給食のほうがよいのではないか、そういった根本的な課題に対して有識者であったり、あるいは議員も交えて議論を行う場としての検討会議であることを御理解していただいた上で質問に入っていきたいと思えます。

さて、安川町長が掲げる5つのビジョンの2つ目のビジョンですね。宇美町の宝である子どもを安心して産み育てることができ、新しい時代に対応した教育を受けることができるまちづくりを進めていくためにも中学校給食における全員給食の実施は大変重要な課題であると私は捉えております。

太宰府市でも中学校の完全給食の実施に向けて検討会議が開催され、間もなく方針も発表されるようです。私もPTA活動には11年間関わりを持ち、中学校では5年間役員もしてきました。役員会や運営委員会の中でかなりの頻度で話題に上がっていたのが、宇美町が実施している選択制の弁当給食に関して、特に喫食率の推移や食べ残しについてです。特に食べ残しに関してですが、現在はどうなっているか分かりませんが、以前は弁当給食は体が大きな子も小さな子も女性も男性も同じサイズの弁当だったと思います。また、汁物やご飯、そしておかずも比較的温かい状態で配られていたと記憶しています。

弁当給食の試食会も行われていました。特に味に関してはおいしいと言われる方もおられましたし、おいしくないと言われる方もおられており、分かれていますね。私が試食したのは筑前煮がメインのおかずでしたけれども、80点ほどの高い点数を付けさせていただきました。かなりおいしいというイメージですね。中には、炭水化物抜きダイエットを行っている子どもがいたのか、ご飯に全く手を付けていない食べ残しも見受けられたかと記憶しています。様々な原因があると思いますけれども、特にやっぱり食べ残しが非常に多かったということを記憶しています。

これに対して、小学校の配膳式全員給食では食べ残しはほとんど見受けられなかったと、こういうことも記憶しております。また、弁当給食を頼んでいない生徒は家庭から弁当を持ってきている生徒もいれば、パンを持ってきている子、あるいはパンを注文している子、そういった生徒もいたようです。私はこれで育ちざかりの中学生の栄養が確保できているのかといつも疑問を抱いていました。

宇美町を選択性弁当給食にしましては、もちろんよい面も多くあることは認識しています。保護者が作った、中には我が子と一緒に丹精を込めて弁当を作っている家庭もあると思います。また、弁当の食べ残しなどで自分の子どもの健康状態を困っておられる家庭もあるでしょう。好き嫌いが多いい子もいれば、アレルギーなどでどうしても給食に馴染まない生徒もおられると思います。そうしたよい面と改善すべき面が混在しているのが選択制の弁当給食であり、しっかりと議論を行った上で今後宇美町の給食を考えていかななくてはと、こう思っている次第でございます。

まずは、中学生の給食事情についてお尋ねをいたします。初めに、完全給食の定義についてお

尋ねたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（古賀ひろ子） 川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 初めに、完全給食の定義ということでこれについては文部科学省が学校給食実施状況等調査というのを全国で行っております。この調査において、完全給食というのは主食、副食、牛乳、この3種類を全て提供している場合が完全給食ということになりますので、宇美町の中学校においても選択制ではありますが、主食、副食、牛乳を提供しておりますので、完全給食に分類されるということとなっております。

また、その他牛乳だけを出すミルク給食、それから牛乳と副食を出す補食給食というようなこの3種類の分類ということで分かれております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） どうもありがとうございます。

福岡県内の自治体別の完全給食の実施状況はどうなっていますか。できれば糟屋地区の実施状況も併せて回答いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 実施状況についてです。先ほど申しました学校給食実施状況等調査の内容から報告をいたします。なお、最新の調査は実は令和3年度、去年に行われておりますが、その結果がまだ公表されておられませんので、平成30年度の結果の報告ということになります。

福岡県内の状況では、全公立中学校が337校あるうちの319校、94.7%が完全給食を実施しているという状況です。

なお、宇美町は先ほど言いましたようにこの94.7%の中に含まれております。

糟屋地区においては、宇美町、志免町、粕屋町、篠栗町、新宮町、古賀市の6市町が完全給食。須恵町と久山町の2町においては、希望者に対して民間業者からの弁当を購入するといった選択制ランチサービスを行っておりまして、分類としましては牛乳だけを提供するミルク給食ということになっております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ありがとうございます。宇美町のように選択制の弁当給食を採用している自治体の状況というのは分かりますか。これも福岡県及び糟屋地区に分けてぜひ回答いただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 選択制の弁当給食ですが、すみません、これについては調査そのものが行われていないということで、県内の状況としてははっきり分かっておりません。

ただ、近隣として聞いているのは春日市がこのうちと同じ選択制弁当給食を行っているという

ております。

また、糟屋地区内では完全給食を行っている6市町のうち宇美町だけが選択制ということになっております。また先ほど申しましたように、須恵町と久山町はミルク給食を行っておりますけれども、どちらも選択制という意味では選択制をやっているということです。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ありがとうございます。

ここでお尋ねしますが、宇美町の町立中学校ではなぜ選択制弁当給食を採用しているのか。こういった経緯についてもぜひ御回答いただきたいと思います。お願いします。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 中学校での選択制弁当給食については平成17年度から導入をしておるところです。導入の際に給食の方式として自校方式、センター方式、親子方式、校外調理委託方式の4方式がございますけれども、これをそれぞれ検討した結果、自校方式は中学校に給食の調理室等の設備が必要である。それから、センター方式はセンターの敷地確保から施設の建設までが必要になる。それから、親子方式としては現行の小学校の給食調理室では狭いということで拡張工事が必要になると。こういったことから残りました校外調理委託方式ということで弁当給食としている状況であります。

なお、選択制にした内容としては、複数の保護者からは家庭弁当により親子の触れ合いなどを大切にしたいというような希望があったことから選択制としているところです。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 宇美町ですね、選択制弁当給食を採用している理由や各自治体での状況もある程度理解することができました。ただし、ある程度理解したとしても配膳式で生徒全員が食することができる全員給食と選択制弁当給食のどちらが本当に生徒たちのためになるかということになると、話しは違ってまいります。

例えば、選択制の弁当給食で食育を行おうにも給食を頼んでいない家庭や生徒にとってはほとんど意味がありません。食育に関しましては義務教育の間にしっかりと身に付けてはおかなくてはならない知識であり、成人してからも一生携わっていく知識です。健康寿命にも大きく影響しますし、将来の医療費の抑制、削減、そういったことにも大きな影響があるんじゃないかと思っています。

また、仮に選択制弁当給食が優位であるならば、小学校でも実施すべきでしょうが、そういった話にはなりません。

私の感想としましては、自校式の配膳式、完全給食、全員給食が本来は望ましいのですけれども、かなりの投資も必要であるし、一部の保護者の意見も取り入れ、選択制の弁当給食で乗り切

っているといった感じではないでしょうか。

さらに質問を続けます。学校給食法では7つの目標を掲げていますが、選択制の弁当給食でこの7つの目標を達成できるとお考えですか。回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 学校給食法で掲げてある7つの目標についてですけど、当然現行の弁当給食においても7つの目標を実現するために努力を重ねているところです。目標の1については、適切な栄養摂取によるというような内容になっておりますので、これは給食や弁当のメニューに関わる内容となっておりますけれども、そのほかの6つの目標につきましては、食に対する判断力であったり精神的なことであったり理解をすることといったことであったり食育に関する項目がほとんどでありますので、いろいろな事業を通して食育が関連する部分において、子どもたちに対しての指導や対話を行い、目標達成に向けた取組を行っており、日々目標達成できるように努めておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） この7つの目標は非常に大事であると。特に食育に関する問題、先ほども言いましたよね。そこを給食を通して実際に食育をしっかりと行っていく、私はこれがベストじゃないかなと。家庭科の授業でやりましたからそれでいいですよというわけにもいかないんじゃないかなと思っている次第です。

次の質問に移りますが、弁当給食の申込率、これぜひ10年間ぐらいで推移をお知らせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 中学校3校全体での平均でお答えさせていただきます。過去10年間において1番申込率が高かったのが令和3年度になりますけれども、62.8%、1番低かったときが平成27年度になりますけれども、56.87%ということになっております。10年間の平均では60.14%、ほぼこの10年間においては60%の横ばいというような状況となっております。

なお、実際は御存じのとおり学校間、それから学年、学級、それから月ごとにそれぞれ率というのは異なっておりますが、平均では大体60%ということになっております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 私もPTA時代にこの申込率、何とか上げられないかといういろいろ協議してきたところでございますけれども、やはり平均60、これではなかなか食育であったり子どもの栄養管理、必要な栄養が摂れているかどうか非常に疑問が残るところでございますが。非常に気になる食べ残し等の調査結果、ぜひ教えてください。お願いします。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 令和3年度では小学校が1.04%。中学校は16.86%となっております。このパーセントは食材の重さの比率ということです。小学校と中学校で大きな差が出ておりますのは、小学校は先ほどから議員も申しましたように、食缶方式として配膳時に分量を調整することにより食べ残しが少なくなっていると思われま

す。逆に、中学校においては弁当式ということになっておりますので、一人一人の分量が同じように配膳されているために学年や生徒の体格差等により食べ残しが目立っているものと思われま

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） この食べ残し、私、本当に大きな問題じゃないかなと。その原因というのは、今言われたように、体の大きな子も小さな子もみんな同じ量と。逆に小学校は配膳式と食缶方式ということで、少なくついで、あるいは大きくたくさんついであげる。そういったところがしっかりとされている。それが食べ残しの少ない理由ということでよく分かりました。

ぜひ教育委員会におかれましても、これから保護者や子どもたちの声、これしっかりと集約していく必要があると思っていますけれども、ぜひそういったところ、声をしっかりと拾い上げているのか、どのようにして拾い上げているのか、そういったところまで踏み込んでぜひ回答していただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 給食に関する意見につきましては、子どもたちには年に1回給食の感想などのアンケートを取っております。このアンケートについては、今現在はクロームブックが配置されましたので、それによって集計をしているというところ

です。また保護者に関しましては希望者だけになりますけれども、学校で給食試食会を行い、実際に食べていただいてからの感想も毎年行っているところ

です。ただ、あくまでもこれは給食そのものについての御意見でありますので、議員が言われてある例えば中学校全員給食にしてはどうかとか、そういったことについては議題としたことはありませんので、今のところ意見の聴取を行ってはお

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 弁当給食に対する意見なんかが集約されていればそういったところもお聞きしたいと思いましたが

す。次の質問に移りたいと思いますが、中学校における完全給食の実施、これは配膳式で全ての生徒が食べることができる食缶方式ですかね。そういった意味でお尋ねしたいと思います。

この実施に向けた、ぜひ検討会議を立ち上げて完全給食、配膳式の食缶方式の給食の実現に向けて具体的に検討することを御提案したいと思いますけれども、町執行部のお考え、ぜひお聞き

したいと思います。いかがですか。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） 御質問ありがとうございます。宇美町がなぜ選択制の弁当給食を採用しているのかにつきましては、先ほど担当課長が御説明したところでございますが、それぞれの方式のメリット、デメリットがあるというふうに考えております。配膳式の場合、現在の弁当給食よりも給食に要する時間がかかってしまい、学校の時制を見直さなければなりません。

また、教室で配膳をする場合は、新たに配膳台や食器等の購入が必要となり、委託業者との契約内容も見直す必要があるというふうに思っております。方式を変更した場合に得られる成果や課題などを考えた上で協議、検討が必要であるというふうに思っております。近隣市町や先進地の事例を参考に、調査、研究をする必要があるというふうに考えております。

また、丸山議員が言われる完全給食の是非につきましては、まずは保護者の意見を十分に聞く必要があるというふうに思っております。先ほど来出ておりますように、中学校の弁当給食の開始当初、家庭弁当による親子の触れ合いを大切にしたいという意見もございましたので、そういう親子の触れ合いであったり思いというのも大切にしなければならないというふうに思っております。

心身ともに大きく変化していく成長期にある子どもたちにとって健康増進、体力の向上を図ることをはもちろん、将来にわたって健康な生活を送れるようによりよい学校給食の実現に向けて、まさに生きた教材として教育委員会とも十分に協議を行っていきたいというふうに思います。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ありがとうございます。

本来は自校式の配膳式給食が望ましいことは言うまでもありません。しかしながら、経費の問題もあり、センター方式に切り替えている自治体も多く見受けられます。また、今後は企業誘致等を行い、民営による給食センター方式も検討していくべきではないかと思っております。特に、今小学校では各自校式、実現できているんですけど、設備も年々古くなってまいりますし、更新の時期もお金も非常に短くまたたくさんのお金をかけなければならない。こういうふうに思っております。ぜひ執行部のお考えをお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） 6月6日でしたか、太宰府の楠田市長が記者会見をしてありまして、太宰府市立の中学校はデリバリー方式ということが報道されていたようでございます。

御承知のとおり、宇美町の小学校5校では自校式の配膳式給食を実施しておりますが、施設の老朽化や実施体制などの課題があり、小中学校合わせて今後の給食の在り方について検討を始める時期にきているというふうに思っております。その際、中学校の選択制弁当給食をどうするの

かといった検討であったり、給食センター方式についても将来的には検討の必要が出てくるのではないかというふうに思っております。

その際には、先ほどもありましたように、十分保護者の意見を聞いた上で検討をしていく必要があると。行政だけで突っ走ることはないということでございます。

仮に給食センター方式を採用する場合には、膨大な財政負担を伴いますので、企業誘致による民間委託も効果的な手法の1つであるというふうに考えられます。

加えて、企業誘致につきましては、給食センターに限らず雇用や定住促進などの町の活性化につながる方策の大きな1つであるというふうに考えておりますので引き続き企業誘致にも積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 非常に前向きな回答をいただきましてありがたかったかなと思っております。やはり子どもたちの健康であったり、発育発達、これに大きく関連する給食でございますので、たくさんの議論、もちろん保護者、あるいは有識者、そういった方々の意見をしっかり聞いた上で今後の方針というものをぜひ決めていっていただきたいなと願っているところでございます。

次の質問に移っていききたいと思います。2問目は部活動改革は待ったなしと仮称でございますが、部活動検討会議の早急な設置をと題しまして、中学校部活動の今後の在り方について質問を行いたいと思います。

文部科学省やスポーツ庁、文化庁などの国の機関をはじめ、日本スポーツ協会や日本スポーツ少年団をはじめとした諸団体、各都道府県単位でも中学校、高校、部活動の改革に向けた検討会議が実際に始まっており、既に方針を打ち出している団体等もございます。

今や部活動に関するニュースが出ない日はないといった感じで、国民の高い関心を集めているところだと思います。つい先日も、スポーツ庁の有識者会議が公立中学校の運動部の部活動について、来年度から3か年で休日の指導を地域や民間の団体に移行していくべきとの提言をまとめ、スポーツ庁に提案しました。

さて、宇美町の中学校の部活動でも従来型の教職員が顧問やあるいは指導者に従事する方式はもう崩壊寸前であり、外部指導者の導入をはじめ、部活動指導員の導入、地域スポーツクラブへの移行をはじめとした受け皿づくりの議論を加速させなければいけないと、こう思っている次第でございます。

また、運動部活動だけではなく、文化部活動の改革も待ったなしであると、こう考えております。先ほども述べた国の有識者会議からの提言を受け、スポーツ庁や文部科学省で国の方針が示されたとしても、地域の事情は都道府県単位でも、また市町村単位でも大きく違っております。

糟屋地区だけを見ても、日本スポーツ少年団に加盟していて、スポーツ少年団の本部を設置しているのは宇美町だけですし、日本スポーツ協会の公認資格指導者が100人以上いる町も宇美町だけでございます。

つまり、国の方針が示されたとしても宇美町でその方針がすっぽりと当てはまるとは考えにくく、地域の実情に応じた対応が必要になってくると思われます。宇美町でも仮称の部活動検討会議を早急に設置し、調査研究検討を始める時期が迫っているのではないのでしょうか。

実際に、部活動検討会議でネット検索してみますと、じつに多くの自治体で検討会議の設置要綱を定めており、既に活発な議論が行われているようです。宇美町でも令和3年3月にスポーツ振興計画が策定され、その後2回ほど審議会も開催されております。スポーツ振興審議会でも部活動の件も議論してよいとは思いますが、審議会はスポーツ全般がテーマで、ある程度の方針は示すことはできると思いますけれども、詳細に関して煮詰めていくことは難しいのではないのでしょうか。

また、宇美町教育委員会もこれまで外部指導者や部活動指導員の導入で部活動改革を乗り切ろうとしているようにも見受けられますけれども、外部指導者や部活動指導員の人数もさほど増えておらず、行き詰まり感も見受けられます。それはある意味当然だと思っております。部活動の活動時間などのスタイルはほとんど変えずに、指導者のみを教職員以外から外部の指導者に変えようと思っても平日だと3時半ぐらいから6時半ぐらいの間だと思いますが、その間時間を確保できる方は少ないですし普段お仕事をされている方はこういった指導員を受ける、それは大変難しいんじゃないかなと思っております。

また、1人で部員全員の責任を持てる方、こういった方、探してもなかなか見つからないと思いますね。報酬の面でも割に合わないと考えている方も多いでしょう。公認資格を持っていない方、いわゆる無資格指導者といった本来指導者と呼べないような方が部活動を指導していて、万一重大事故が発生した場合はどう対処するのでしょうか。また、体罰や暴言を吐く指導を行っていた場合、町としてどう対処していくのか。そういったことも気になること、たくさんございます。

また、お金の問題にしてもいろんな問題が発生してくると思っております。

これまでは教職員に対して、タダ同然の報酬で顧問に従事させ、指導も校長の命令で行わせることができていましたけれども、今はそういうわけにはいきませんね。結構な金額も生じますし、それをどこが負担するかということもしっかり議論していかなくてはいけないと思います。

いくつか質問を行った上で、部活動検討委員会の早急な設置を提案したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず1問目は部活動の現状はどうなっているのでしょうか。学校ごとの設置状況と部員数とを報

告してください。お願いします。

○議長（古賀ひろ子） 川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典） それでは、学校ごとに回答させていただきます。

内容については、今年度、令和4年度の内容です。まず宇美中学校では運動部が16、文化部が3、合計19の部活動で、部員の合計数が390名。東中学校では運動部が11、文化部が3で合計の14部活動です。部員数の合計は201名。宇美南中学校では運動部が11、文化部が2で合計13の部活動、部活動の合計数は177名というような状況になっております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ありがとうございます。部活動加入率の推移というのはどのようになっているか、できれば直近10年間ぐらいで回答していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） それでは10年前の平成24年度から報告をさせていただきます。

なお、この報告については町全体での加入率になっております。まず、平成24年度が75.1%、平成25年度75.0%、26年度72.5%、27年度72.7%、28年度74.2%、29年度74.2%、平成30年度70.7%、令和元年度68.1%、令和2年度についてはコロナ禍の影響で年間を通した活動や大会などが行われませんでしたので、すみませんが調査を行っておりません。令和3年度が62.1%、今年度の5月末現在では69.9%となっております。平成29年度までは大体約75%の加入率でございましたが、平成30年度以降約70%ぐらいに落ちているというような状況になっております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ありがとうございます。若干少なくなっているということが非常に気になる場所なんですけれども。現在、外部指導者、これ部活動指導員も含めてということなんですけど、この導入で乗り切ろうとしているように見受けられるんですけども、外部指導者等の確保は進んでいるんでしょうか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 今年度につきましては、3中学校で12名の部活動指導員の登録がっております。近年では大体15名ぐらいの登録となっており、人数としてはやはり少ないというのが現状であります。確保につきましては、多くは各学校の教職員のつてというところで確保をしているところなんですけれども、どうしても部活動の顧問との関係だったり指導力等を考えたときに、例えば一般公募をして、どこの誰か分からない方が来られてもちょっと困るというような点もございますので、なかなか確保については難しいと言わざるを得ない状況であります。

それから、地域部活動と考えた場合に、この外部指導員を配置しているから地域部活動を行っているというような考えはございません。あくまでも地域部活動の当面の目標は土日の部活動を学校では実施せずに、地域のクラブ等で行うというような流れだと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫） ちょっと12名に減っていますよね。こういった部活動の外部指導者及び部活動指導員、これらの方々の公認資格制度、例えば日本スポーツ協会の公認資格とかあるんですけれども。そういった取得状況というのは調査されていますか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） すみません、指導員の条件としては、指導者取得の要件を設けておりませんので、取得状況については分かりません。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫） ここはぜひ押さえておきたいポイントなんですよね。先ほどもちょっと言いましたけれども、指導者資格を持っていない人が指導した場合、重大事故、あるいは今コンプライアンスの問題等でマスコミをにぎわせていますけれども、スポーツ少年団では公認資格持った方100人いますよね。そういった中では公認資格持っているのは、必ずコンプライアンスの問題であったり成長度合いに合わせた指導がきちんとできる、そういったことは必須課題になっていますので、ここはしっかり押さえておいていただかなくちゃいけないポイントかなと、こう思っております。

あるいは、町は、次の質問ですけれども、教職員、保護者、生徒の意見、あるいは地域スポーツクラブ等の意見を聴取しているのでしょうか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 実は、この地域部活動については昨年度と今年度について地域部活動モデルとして福岡県の指定を受けて、一部実施を今やっているところであります。その中で、教職員、それから地域のスポーツクラブと協議をしながら、保護者の意見についても保護者会を行うというようなことで意見を聴取していこうとしているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫） ぜひ子どもたちの意見、もちろん聞くことも大事ですし、保護者の意見もしっかり聞いていただきたいなど。今、部活動改革の話題の中でよくニュースに出てきます。保護者の意見がかなりニュース等でも流れているんですけど、非常に不安を持っておられる。こういったのが如実に伝わってくるような報道じゃないかなと思っております。ぜひこういった意見、しっかり聴取していただきたいなど思っていますけど。

やはりこういった部活動改革というのは地域の実情に応じた改革というものが何より大切だろ

うと思っております。早急に仮称部活動検討会議を立ち上げることを提案したいんですけれども、町の執行部のお考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎） この件に関しては私のほうからお答えをさせていただきます。

現在、既に本町で先ほど課長が申しましたように、県教委と協議しながら地域運動部活動推進事業として部活動改革に向け、実践研究を進めております。本年度は生徒や保護者へのアンケートを実施して、ニーズを把握し、今後の活動内容を検討する予定になっております。

また、今後議員御指摘の検討会議でございますが、早急に地域スポーツ団体、町内の学校等による検討会議を設置していきたいと思っております。

さらに、今後は地域部活動の進捗につきましては適宜委員会等に報告していきたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ありがとうございます。早急に立ち上げるということが何よりも大事だろうと思っておりますので、時期等決まりましたら、議会等にも報告していただきたいこう思っております。

次の質問に移ってまいりますけれども、最後の質問は、戦略的、積極的な広報・宣伝活動を展開して宇美町のブランド力の向上をとということで、町の情報発信の方針等についてお尋ねしたいと考えております。

私は定例会が開かれるたび必ず一般質問を行いまして、一般質問で取り上げた課題に関しましては、比較的町執行部も真摯に受け止めていただき、多くの課題が解決または改善の方向に向かったと思っております。

しかしながら、以前にも一般質問を行ったこの情報発信に関してですが、ほとんど改善に取り組みされていない、そしてほとんど進展していない大きな課題ではないかなと思っております。今回、時間残すところあと10分少々ですが、かなり突っ込んだ質問にしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、地方自治体にとって町の方針やイベント情報、または災害時の情報発信等の情報、住民に向けて発信することの重要性、これは言うまでもなく、全国に向けて町の魅力等を発信し、知名度を上げていく取組、これ非常に重要視されているところでございます。地道ではありますが、確かな情報発信を続けることで、例えばふるさと納税応援寄附金の増額にも結び付きますし、移住定住先の選択にも影響を与えていると思っております。

また、先の宇美町議会議員一般選挙では、ついに投票率が40%を下回り、住民の皆様の町政への関心が薄れていることが如実に示されたところでもございます。

もちろん投票率が下がった要因は私たち議員にもあり、しっかりと反省し、議会としての情報発信や個人での情報発信にも力を入れていくべきであろうと思っていますけれども、町も町政に関する適切な情報を発信し続け、町民の皆様に対し、町政への関心を高めていく取組を行っていかなくてはならないと、こう思っています。

また、他の自治体ではまちづくり協力隊や地域おこし協力隊といった組織を立ち上げ、行政だけではなく住民パワーを活用した情報発信を行っており、着実な成果を上げています。以前にもこういった一般質問で行ったところ、宇美町でもこういったまちづくり協力隊とかそういった組織を立ち上げようといった考えを持っていたようにお聞きしましたがけれど、これまた全く話が進んでいない、こういった状況が続いていると。前期の執行部も情報発信に関しましては、ほとんど関心がなかったのか、逆に情報発信を極力行いたくなかったのかっていうことは分かりませんが、全くとっていいほど情報発信には力を入れてこなかったと私はこういうふうに理解しております。

私はこのままの機構・体制だと宇美町の情報発信は進展せず、他の自治体から取り残されるのではないかと危惧しておるところです。安川町長も自治体による情報発信の重要性は十分理解されていると思いますけど、就任後の情報発信はなかなか進展していないのではないのでしょうか。ここで改めて、町の情報発信に関する方針をお伺いするとともに、この先考えている、ここが1番大事なところですね、機構改革に関連しても、情報発信に観点からアプローチしていきたいなど、こう思っているところです。

質問に入ります。町の情報発信体制はどのようになっていますか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼いたします。総務課のほうから回答いたします。

町が行っております情報発信については、広報誌、それからホームページ、これを主たる媒体といたしまして町政の情報や町の話題に関する情報を発信しているところでございます。

また、これらの媒体での情報発信を補完するものとして、宇美町公式SNSとしてツイッターとフェイスブックを活用しているところでございます。

御質問の情報発信の体制につきましては、発信する情報の正確性、完全性、迅速性を担保するために、各所管課にて情報を作成いたしまして発信することとしており、所管課に対する技術支援やサポート、これを総務課にて運用しているところでございます。SNSにおきましては、公式アカウントでは各課が作成した情報、これを総務課のほうで発信しており、分野別のアカウントではそれぞれの各課が情報の作成、発信を行っておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 続きまして、広報うみの編集体制及び方針はどのようになっています

か。回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼します。広報うみのほうでございます。この広報うみの編集に当たりましては、町行政の現状、それから施策等を広く町民の方々に周知いたしまして、理解と協力を得るために分かりやすく見やすいデザインの広報誌、これを念頭に取り組んでおるところでございます。各月においては、各課からの掲載希望に基づきまして台割を行い、町民にとって優先度の高い情報を主なテーマとして構成をしておるところでございます。

現在は広報誌の一定のクオリティの維持と業務継続性の観点からデザイン、それからレイアウト等の編集作業については、事業者への委託形式による作成を行っているところでございますが、掲載記事の作成や全体構成の調整などについては、各課の広報編集員と総務課広報担当により行っているところでございます。

さらに、見出しやデザイン、レイアウトなどにつきましては、各課の広報編集委員を通じて各課からの意見を受け、総務課の広報担当で連絡調整をし、適宜修正を行うことで紙面全体の最適化と作業の効率化を図りながら事業者とともに町内全体で広報誌づくりに取り組んでおるところでございます。

また、広報編集委員にて構成されております広報編集会議、これを必要に応じて開催し、広報発行業務の運用におけます重要な方針の検討や問題等の意見交換を行うことによりまして、より見やすく、分かりやすい広報誌となるよう取り組んでおるところでございます。この広報誌につきましては、令和2年度から町内全世帯に情報をお届けすることができるよう、ポスティングによる全戸配布を行っておるところでございます。その中で、町内の病院などについては既に配布を行っておりますが、さらに広く情報をお届けするために、今後は町内の事業者様等への配布も検討しておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 町の顔ともいべき広報誌を作成するに当たって、必要に応じて編集会議をやっていると。私が把握しているのは年3回程度の連絡調整会議だろうと、こういうふう  
に思っているんですが。これを聞いた上で、私は驚きとともに呆れているんです。年3回の広報発行の流れを確認するような打合せ会のようなものを開いて、各課の担当者が書いた記事を入庁3年目の情報管理系の担当者が集め、業者に投げ渡しで編集作業をさせていると。私はこういうふう  
に受け止めています。

特集記事も例年とほとんど変わらないんです。取材記事、全くといっていいほどないです。そういうことをぜひ改善に向けて、識者からの客観的な評価も受けたほうがいいですよと提案しても1万5,000円の会費を渋っているのかどうか分かりませんが、全国広報コンクー

ルへも出展せずに、糟屋郡内の担当者だけの情報収集で終始しているようでは目を見張るような広報の作成にはほど遠い気がします。私もあまり偉そうなことは言えないんですけど、現に全国区のコンクールで上位入賞している広報とうみ広報を見比べると、はっきり言います、月とすっぽんです。

次に進みます。ホームページやSNSを活用した情報発信の方針はどのようになっていますか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼します。ホームページ、SNS等の件でございます。

情報発信におきましては、情報の分散を防ぐため公式ホームページ、これをメインの情報発信源としておるところでございます。SNSはあくまでもメインでありますホームページの情報が更新されたことを補完的にお知らせする位置づけで主に利用しているところでございます。

SNSにつきましては、国の指針や通達等に基づきまして、各媒体の運用方針、それから要領を定め運用しておるところでございますが、現在はツイッターとフェイスブックの公式アカウントを平成29年、それからユーチューブの公式アカウントを令和2年に開設して活用しているところでございます。

また、防災や町の魅力発信など情報発信の頻度やニーズが多岐にわたるこの分野については、ツイッターとフェイスブックの分野別アカウント、これを危機管理課、まちづくり課、社会教育課に開設いたしまして、所管課運営の下に情報発信の迅速化に努めておるところでございます。

令和5年の1月から公式ラインアカウントを活用した情報発信を予定しておりまして、情報配信システムの導入に向け、今準備を進めておりますが、本システムによる属性に応じた情報のプッシュ配信、それからチャットボットによる自動応答機能などを活用することで、さらなる情報発信の強化を図りたいと考えておるところでございます。

現在は、多くの方が各種SNSを利用しておりますが、それぞれの特性があり、利用者の年齢層も様々でございます。今後の情報発信におきましては、ホームページやSNSなど一律に情報を発信するのではなく、お知らせやホームページの更新情報はリアルタイム性と拡散力が強いツイッターを活用するなど、発信する媒体の特性や情報に応じて選択的に活用していくことも必要であるというふうに考えておるところでございます。

今後新たな媒体の導入も予定しておりますが、町からの情報発信につきましては、各業務においてSNSをはじめとした様々な媒体を活用しながら職員でできる限り行っているところがございます。一部更新が遅い記事もございますが、迅速な情報発信に心がけ、今後も取り組んでいく所存でございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 私が情報発信、どのようにやりますか、ホームページに上げていますとすぐ言われるんですよね。当然ホームページに上げる、これ大事なことでありますけれども、ホームページに上げたからといってそこにすぐ見に行く人がいるかどうか、非常に少ないんですよ。その補完するということでSNS、ほかのフェイスブックやツイッター等を行っているということなんでしょうけれども、なかなかうまくいってないんじゃないかなという気がしております。町のユーチューブチャンネル等もチェックしております、私。なかなか恥ずかしくて人にお勧めできないぐらいの状況なんです。ぜひSNSの情報発信についても回答していただきたいと思っております。

町長が就任されて以降の3月から5月までのSNSの情報発信の回数、ぜひお知らせください。お願いします。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） 3月から5月、3か月間のSNSの発信回数ということでございます。町の公式の分と先ほど言いましたように、別アカウントのものが3つございます。それらの合計でお答えさせていただきたいと思いますが、ツイッターにつきましては3か月で56回、フェイスブックにつきましては37回、ユーチューブにつきましては2回でございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 少ないです。ぜひ積極的なSNS、いろんな発表の仕方があると思いますけど、ぜひここをしっかりとやっていただきたいというのが私の願いです。

それと、SNS活用した情報発信で大切なのはフォロワーさんの数なんです。1回の発信に関してせめて100ぐらいのいいねがつくと、担当者もやりがいがあると思っていますけど、これが1桁台で終始しているようでは発信する側もやる気もなくなってくるんじゃないかなと思っています。最近ふるさと納税の広告も出されています。あまおうの広告とミルクチーズタルトの広告、フェイスブックやあるいはインスタグラムで発信されています。あまおうが昨日の段階で130件のいいねがきていました。これお金をかけて広告出しているやつですね。ぜひそういったところで、いいねをした方々がフォロワーになっていただかないとあまり意味がないんですね。その辺は重々御理解かと思っておりますけれども。

そこでお尋ねしたいんですが、SNSを使った情報発信で町のページ、各課のページあります。どのようにしてフォロワーを増やす取組を行っておられますか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） そのままお答えしますとフォロワーを増やす取組というのは特には行っておりません。しかしながら、自治体から発信される情報に関しましては、フォローせずに必要なだけの情報を検索等で行い、閲覧されているケースというのが多いというふう聞いております。

す。したがいまして、見るだけでフォローせずにとというのが自治体からの発信については多いというふうに聞いておりますので、フォロワー数の数だけでというのはちょっと測れないのではないかとこのうふうには思っております。

ただ、より多くの方に閲覧をしていただけるように記事を掲載する際にはハッシュタグの付け方などを工夫したり、閲覧者が情報にたどり着きやすいよう配慮するとともに町がSNSを活用して情報発信していることを積極的に今後は周知をしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） せっかくお金を出して広告を出しているんですね。ぜひ反応があった方、いいねをつけていただいた方にはフォロワーになっていただくような取組も行ってくださいよ、ぜひ。そういったリクエストを行う機能というのはフェイスブックでもちゃんとついていますからね。やり方御存じなければちゃんとお教えいたしますので、よろしく願いいたします。

次の質問ですけれども、新体制になり町の知名度アップにはどのように取り組んでこられたか、ぜひ回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） 新体制発足後の町の知名度アップに関する取組についての御質問ですけれども、町長には就任直後からあらゆる場面で就任の挨拶に合わせて宇美町のアピールをいただいているところでございます。

いくつかの例を御紹介しますと、3月の初め、初登庁時、ケーブルステーションの取材がありましたので、その中でまた発信していただいたり、その後KBCのふるさとWish、ラジオ放送の取材が入りましたので、そこでもまたアピール。それから、3月の25日に大野城の市長、それから3月31日に太宰府の市長、この2市長を表敬訪問、町長のほうがいたしておりまして、その中でそれぞれの市長と日本遺産のPRやそれから今後について協力してやっていこうというようなお話をなされているということで聞いております。

また、4月に入りましては初めのほうでFBSのテレビのめんたいワイドの出演や5月には5月の21日にRKBハワイまつりにてトップセールスを行っていただいております。特に、この5月21日、22日に福岡市天神の大丸パサージュ広場で開催されましたRKBハワイまつり、ここでは宇美町のブースを出展いたしまして、日本遺産大野城のパネル展示や、町の特産品の販売を通して、町の魅力のPRを行ったほか、これをふるさと納税のPRの場としても絶好の機会を捉えまして、安川町長それから原田副町長、自らPR用のポストカードを配付していただきまして、多くの方に宇美町を知っていただくことができたというふうに思っております。

また、それ以外にも5月の16日から27日の間、西日本シティ銀行の本店内のモニターにお

きまして、町制100周年を記念して作成いたしましたPR動画の放映をいたしております。それから6月の6日から10日、まさにこの今の1週間でございますけれども、福岡銀行本店のロビーにおきまして町をPRするブースを設置いたしまして、古代日本の西の都に関する展示のほか、観光、子育て、薬用作物など様々な分野でPRを行っておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ぜひそういった取組を行っているならば、SNSで発信してくださいよ。いついつを大丸のパサージュ広場でやりますよとかね。まちづくり課のツイッターで報告するだけじゃなくて、本アカといいますか、町のちゃんとしたホームページ、フェイスブックページもあるし、そういったところでやっていただけたらなど。拡散してくれる人もいっぱいおられますよ。ぜひやってくださいね。

あと、次の質問に移りますけれども、令和4年4月から待機児童ゼロが実現できました。これまでの努力が報われたと思っています。こういったことに関して情報発信を適切に行ったのかという質問を行いたいと思います。

最近待機児童ゼロが実現している。これ珍しくなくなったんですね。そこで、今回は町外の方に向けて子どもを育てる町、宇美のPRにどのように取り組まれてきたのか、ぜひ回答していただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 太田まちづくり課長。

○まちづくり課長（太田一男） 宇美町は安産の神様として全国的に有名な宇美八幡宮がありまして、古くから地域全体で子どもを育むという風土、文化が息づく町でございます。それを最大限のPRポイントとしまして、第6次宇美町総合計画後期実践計画や宇美町子ども・子育て支援条例におきまして、子育てするなら宇美でを合言葉に第2期宇美町総合戦略をはじめとして、各課の施策に取り組んでいるところでございます。

町外の方に宇美町をPRする手段としましては、福岡県の移住定住ポータルサイト福がお〜か〜くらしやふくおか暮らしのハンドブック福岡移住読本などで町の取組等を発信しております。昨年度は宇美町PR動画を福岡県と連携して作成し、同ポータルサイト及びYouTubeに掲載をしたところでございます。動画作成に当たっては、宇美八幡宮、こどもみらい課、社会教育課とどのような構成やコンセプトにするか協議連携を行ったところでございます。

なお、YouTubeでは、2019年に楽天ふるさと納税サイトにも掲載していた動画や、また2020年に宇美東小学校生徒が将来の夢を風船に描き空に放つ町制施行100周年記念動画を作成し、子育てを応援する町としての情報発信を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ぜひさらに今後も、知的財産なんですね、こういったものは。宇美町の財産でございます。積極的に活用していただきたいなど、こう願っているわけなんですけれども。

先の4月の臨時会でラインを活用した情報発信も予算がつきました。運用はかなり先のような話も出ていましたけれども、間もなく梅雨に入ります。台風の時期も追って入っていくわけなんですけれども、できることならそうした災害に対応できるように早めの運用開始をお願いしたいと思っていますけれども、ラインに関してはどのようになっていますか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） すみません、今ラインの御質問ですけれども、先ほどのところでちょっと追加で答えさせていただきたいと思っておりますけれども、RKBハワイまつり等についてあるんなら事前に周知をしとけばよかったのというような話がございましたが、確かにそこに人を集めるためにそういうのは非常に大切なところだというふうに思っておりますけれども、その後こういうのがありましたよというところの報告というのも非常に大事だと思っております。

そこで1つ御紹介をしておきますけれども、先日宇美町のホームページ上で町長の部屋、これをリニューアルしております。町のプロフィールや安川町長の所信表明などをそこに掲載しているほか、トピックスというのを作っております、そこに随時新しい情報を更新し、そこに掲載していくというふうにしておりますので、今そのトピックスを開きますと、最近町長が参加されたものや町長がいろいろアピールされたもの等のものがそこで一覧で見れるようになっておりますので、議員の方にもぜひ御覧いただきたいと思っておりますのでございます。

それでは、御質問のラインの件でございますけれども、ラインを活用しました情報発信につきましては、情報発信システム導入に向けて今準備を進めているところでございますけれども、SNS全般を活用した情報発信では、国の指針等によりましてデータ管理におけるセキュリティ確保の観点から公開情報以外の情報を実は発信してはならないというようなことが示されております。特にラインにつきましては、昨年3月にLINE社によるデータの不適切管理問題、これが発生し、国の指示によりまして一定期間国や自治体での活用が停止されたということにつきましては議員も御存じのことかと思えます。

その後、国が改めてラインを活用する際の基準を示しまして、ライン本体の機能によりまして機密情報を含まない公開情報の発信については、自治体の判断により許容されるというふうにされておりますが、LINE社においてはデータ管理が不適切とされる状況の中、セキュリティレベルが確保されていない現状においてはLINE社のサーバーにデータが保存される形態での情報発信は適切ではないと判断をしているところでございます。

ラインを活用して情報発信を行う場合には、国の基準に沿って国内でデータを管理でき、かつ、

セキュリティ対策が適切にされる委託事業者が提供するサービス、これを利用しなければならないと当町のほうでは考えています。

今回導入を予定しておりますシステム、これにつきましては福岡市とLINE F u k u o k a社にて開発されている汎用性、標準性が高く、国が示すセキュリティ対策の基準に準拠したものでございまして、糟屋地区をはじめ全国的に多くの自治体が活用し、情報発信を行っているものになります。ラインを活用した情報発信システムの導入に当たりましては、構築期間がどうしても4か月から5か月程度かかるというふうになされておりますので、現段階では大変申しわけございませんが、令和5年1月ごろからのサービス開始という予定になっておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ちょっと遅いような気がしますがけれども、いろいろ制約があつて非常に残念なところなんですけど。

次の質問です。以前KBCのdボタンを活用した情報発信も提案していましたが、その後御検討されましたでしょうか。近隣の多くの自治体で活用されると聞き及んでいますけれども、宇美町は活用しないのでしょうか。災害時には様々な媒体を活用した情報発信が大切であることは言うまでもありませんけど、ぜひ一木副町長に見解をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 一木副町長。

○副町長（一木孝敏） ありがとうございます。KBCのdボタン活用について申しますと、KBCテレビが提供しているdボタンサービスは居住区域に512文字以内で情報発信を行うことができる有料サービスで、KBCテレビのホームページを見ると、令和4年4月現在、県内36市町にて利用されているようです。糟屋地区におきましては、宇美町と新宮町の2町が利用していない状況でございます。本サービスについては、昨年度導入の検討を行いました。災害時には福岡県総合防災情報システム、通称Lアラートで福岡県全体がネットワークでつながっております。市町村が発表する避難指示等の防災情報を発信することで、県に報告すると同時に、このシステムは報道各社ともつながっているため、迅速に提供することができております。その結果、各家庭でテレビをつけていれば、どこの局でも防災情報がテロップで見られるようになっているところでございます。

議員御質問のdボタンでの情報発信でございますが、先ほど申しましたLアラートシステムを通じた防災情報に限っては、災害時には各放送局のデータ、放送表示形式に違いはあるもののdボタンで見ることができるよう既に行われていたことや視聴者に対して情報更新に伴うプッシュ通知機能がなく、また視聴者の閲覧数や利用状況を把握する術もないこと、情報内容を全て職

員が手打ちしなくてはならず手間がかかること、高額な費用、月10万円に対し費用対効果の検証ができないこと、加えて、現在はKBCテレビのみ有料で当該サービスを提供しておりますが、他の放送局も同様に有料サービスを提供することとなった場合、サービス拡張の観点から全てのサービスを利用する必要性も想定され、相当高額な運用費の維持費が懸念されたことなどから、導入の見直しを行ったものです。

d ボタンのサービスについては、災害の大型化や多発化している状況を踏まえ、今後、既導入団体の利用状況や費用対効果に関する情報などを収集しながら、その必要性について引き続き検討していきたいと考えております。ありがとうございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 最後に一番大切な質問をしたいと思いますが、機構改革を行うことも検討されていると思います。情報発信を加味した機構改革を行うかどうかお尋ねしたいと思います。

例えば、まちづくり課の業務等を減らして専門の部署を設けるとかそういったこともありますけれども、町執行部のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 原田副町長。

○副町長（原田和幸） それでは、私から回答をさせていただきます。

今日は町の情報発信のあり方について、丸山議員より様々な視点から御質問や御提案がございました。ここにいたるまでのやり取りを聞いておまして、改めて町としてできていること、また一方ではまだまだ足りていないなというところを再認識した次第でございます。情報発信はまちづくりを進める上で大変重要な要素であるというふうに考えております。私もまちづくり課長時代に総合計画の策定にかかる住民ワークショップに参加させていただく機会がございまして、その中で町の様々な施策の情報が行き届いていないなと痛感させられたことを記憶にございます。中には情報発信が宇美町の弱点であるといった御意見もありました。

そうした中で、今後情報発信を行っていく上で、どのような体制、仕組みが望ましいのかについては、常々安川町長をはじめ関係職員等と意見交換を行っているところでございます。

丸山議員からは具体として機構改革の御提案がございましたが、安川町長が掲げる5つのビジョンの具現化に向けて、現在策定中の第7次宇美町総合計画で定める主要な施策に早期に取り組み、数値目標を最終年度を待たずとも達成できるように本年度中に次期総合計画の体系に合わせた機構改革の実施を検討しているところでございます。機構改革に関しましては、各種事業の実施の時期であったり予算編成、または職員配置などの問題もございまして、全体のバランスを見ながら慎重に進めていかなければならないというふうに考えております。

その中で情報発信の体制につきましては、まずは町民の皆様には正確な情報をより迅速、かつタ

イムリーに届けられるように。また、町の情報が一元的に集約化され、町の観光資源やイベント情報など町の魅力を町内外に発信できるような既存の枠組みを超えた体制を整備していきたいというふうに考えております。現時点では、具体を申し述べることはできませんが、今後の方向性につきましては、適宜御報告をさせていただきます。それまでの間は今までの取組に加え、今日御指摘いただいたことを踏まえ、できるところから即時取り組んでまいりたいというふうに考えています。丸山議員には日ごろから御自身のフェイスブック等で町の取組や魅力などについて存分に発信していただいておりますが、今後も御理解、御協力いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 非常に前向きな回答、ありがとうございます。

これもちまして、私の一般質問を終結いたします。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員の一般質問を終結します。

本日の日程第1、一般質問を終わります。

---

○議長（古賀ひろ子） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

12時21分散会

---